

## R03 改正 宅建業法『宅建士証の旧姓使用』《#416》

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引士の登録をしている都道府県知事が、宅地建物取引士証を交付するにあたり、その記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用について、宅地建物取引士が旧姓使用を希望する場合、宅地建物取引士証に旧姓を併記することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(規則第14条の11関係)

宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよいこととする。

ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

⇒ 旧姓使用を希望する者は、宅地建物取引士証に旧姓を併記することができる

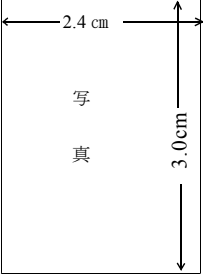
⇒ 旧姓が併記された宅建士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよい

《ポイント2》 宅地建物取引業法施行規則 14 条の 11

- 1 宅地建物取引士証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 宅地建物取引士証の交付年月日
  - 四 宅地建物取引士証の有効期間の満了する日
  
- 2 宅地建物取引士証の様式は、別記様式第 7 号の 3 によるものとする。

様式第七号の三（第十四条の十一関係）

表

<h3>宅地建物取引士証</h3>	
	氏 名 ( 年 月 日生)
	住 所
	登 録 番 号 第 号
	登 録 年 月 日 年 月 日
	年 月 日まで有効
	知 事 <span style="float: right;">印</span>
交 付 年 月 日 年 月 日	
発 行 番 号 第 号	
8.547 cm以上 8.572 cm以下	

5.392cm以上 5.403cm以下

裏

備 考
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。</li><li>2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。</li><li>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。</li><li>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。</li></ol>